船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第93号	
事故等名	漁船喜宝丸漁船仙栄丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年5月20日15時10分ごろ	
発生場所	対馬黒島灯台から真方位257°　2．3M （概位　北緯34°　18．5′、東経129°　22．0′）	
事故等調査の経過	調査の概要：平成20年12月17日門司・地方事故調査官が、船長及び所属漁業協同組合から事故概況を電話聴取 原因関係者からの意見聴取：意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	A　漁船　喜宝丸　1．31トン NS3－83020 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号（IMO 番号） 船舶所有者等	B　漁船　仙栄丸　0．4トン NS3－86691 個人所有	
乗組員等に関する情報	A　船長　一級小型船舶操縦士	
	B　船長　一級小型船舶操縦士	
負傷者	A　なし	
	B　なし	
損傷	A　左舷船首部に擦過傷	
	B　右舷中央部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、A船長ほか1人が乗り組み、三浦湾漁港（犬吠地区）を出港中、B船は、B船長ほか1人が乗り組み、同漁港を出港中、B船がA船を追い越そうとしたところ、平成20年5月20日15時10分ごろ、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 当時、天候は晴で、風力2の北北西風が吹いていた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	B船は、A船を追い越す態勢であったが前方の適切な見張りを行わなかったこと、また、A船は、後方の適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	